

議案第 1 0 5 号

四万十町地域交流拠点施設条例について

四万十町地域交流拠点施設条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町地域交流拠点施設条例

(設置)

第 1 条 地域住民の交流を促進し地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化の振興及び福祉の向上に寄与する地域の拠点として、四万十町地域交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町地域交流センターくぼかわ	四万十町琴平町554番23
四万十町コミュニティセンターとおわ	四万十町十川145番3
四万十町地域交流センターたのの	四万十町大正380番3

(管理)

第 3 条 拠点施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。

(休館日及び使用時間)

第 4 条 拠点施設の休館日及び使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 休館日 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 使用時間 午前9時から午後10時までとする。ただし、町長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第 5 条 拠点施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、また善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 拠点施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 四万十町暴力団排除条例（平成22年条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団の活動であると認められるとき。
- (4) その他町長が使用を不適當と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可条件に違反したとき。
- (2) 使用目的以外に使用したとき。
- (3) 町長において必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 拠点施設の利用者は、別表に規定する区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第9条 拠点施設の利用者は、施設又は附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年2月1日から施行する。

(四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例の廃止)

2 四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例（平成26年3月19日条例第3号）は、廃止する。

(四万十町コミュニティセンターとおわ条例の廃止)

3 四万十町コミュニティセンターとおわ条例（平成25年3月13日条例第2号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日（以下「施行日」。）の前日までに、廃止前の四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例及び四万十町コミュニティセンターとおわ条例（以下「廃止前の条例」。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 施行日の前日までに廃止前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

1 地域交流センターくぼかわ使用料

区分	基本使用料	追加使用料	備考
多目的大ホール	3,000円	500円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。 3 営利を目的とした興行、展示、販売行為等の使用は、認めない。
町民活動支援室	1,500円		
生活訓練室	1,000円		
和室	1,000円		
第 1 会議室	1,000円		
第 2 会議室	1,000円		
多目的小ホール	1,500円		
特別加算使用料	規定使用料の50%に相当する額	町外の者が使用する場合	

2 四万十町コミュニティセンターとおわ

区分	基本使用料	追加使用料	備考
ホール	2,860円	480円	1 基本使用料は使用時間 4 時間までの額とする。 2 追加使用料は超過時間 1 時間ごとに加算する。 3 喫茶室の光熱水費は使用者負担とする。
第 1 会議室	1,430円		
第 2 会議室	960円		
控室	770円		
調理室	960円		
和室	960円		
喫茶室	月額 14,290円		
特別加算使用料	規定使用料の 50％に相当する額	町内の者が喫茶室以外で営利を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	
		町外の者が使用する場合	
	規定使用料の 100％に相当する額	町外の者が喫茶室以外で営利を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	

3 四万十町地域交流センターたのの

区分	基本使用料	追加使用料	備考
第1会議室	1,240円	390円	1 基本使用料は使用時間4時間までの額とする。 2 追加使用料は超過時間1時間ごとに加算する。
第2会議室	800円		
調理室	1,240円		
特別加算使用料	規定使用料の50％に相当する額	町内の者が営利を目的とした興業、展示、販売行為等に使用する場合	
		町外の者が使用する場合（営利を目的とした興業、展示、販売行為等での使用は認めない。）	